

時間外投込み

令和6年7月29日

報道機関各位

環境エネルギー部原子力立地対策課長
危機管理局原子力安全対策課長

リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定等に関する知事記者会見の資料について

本日開催した、標記記者会見に提出した資料については下記のとおりです。

記

- リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定等について（説明資料）
- リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書
- リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則
- 覚書

報道機関用提供資料（連絡先）			
担当課		環境エネルギー部 原子力立地対策課 課長代理 亀田 弘光	危機管理局 原子力安全対策課 課長代理 奥野 直子
電話番号	内線	6551	6487
	直通	017-734-9735	017-734-9253
報道監		環境エネルギー部次長 山下 伸一	危機管理局次長 佐藤 広之

リサイクル燃料備蓄センター に係る安全協定等について

令和6年7月29日

青森県

▶ 安全協定及び覚書を締結することが妥当と判断

- 本日、事業者申し入れ
- 調印式については、8月9日（予定）

安全協定等に係る判断

- ▶ R F S ・ リサイクル燃料備蓄センターの事業開始や安全協定の締結について、安全確保を最優先に判断するべく検討を行ってきた
- ▶ このため、県議会をはじめ、市町村長、原子力に係る専門家や県内有識者及び県民の皆様から御意見等を頂戴
- ▶ いただいた御意見を踏まえ、事業者各社及び経済産業大臣に確認を実施
- ▶ 中間貯蔵施設を誘致したむつ市から、安全協定締結に向けた環境が整ったとの意向が示された
- ▶ 本日、二役・関係部局長を含めた会議で、最終的な判断に至った

二役・関係部局長会議

- ▶ 県議会をはじめ、市町村長、原子力に係る専門家や県内有識者及び県民の皆様からいただいた御意見等を総括すると、安全協定（案）の内容は了
- ▶ 御意見をいただいていた中間貯蔵事業の確実な実施に関して、国や事業者から担保が得られた
- ▶ 国や事業者から得られた担保について、文書を取り交わすことについても合意を得た
- ▶ これまでの御意見・確認等を経て、むつ市長から安全協定締結の意向を確認
安全協定を補完する文書（覚書）の締結も併せることにより、安全協定を締結する環境が整ったことについて、意見の一致

今回の安全協定について

▶ 目的

- ・ 施設周辺地域住民の安全確保及び環境保全を図るため、県、むつ市及びRFSとの間において、相互の権利義務を定める

▶ 内容

- ・ これまで同様、安全確保及び環境保全、情報公開及び信頼確保、平常時における報告、異常時における連絡及び原子力防災体制の充実などを盛り込む
- ・ 福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、最新知見を踏まえた上で、安全性の向上に継続的に取り組むことを記載
- ・ 使用済燃料の貯蔵期間（50年間）を記載

※リサイクル燃料備蓄センターの安全性

- ・ 金属キャスクの冷却は、自然対流による空冷のため、電源は必要ない
- ・ 放射性物質は金属キャスク内部に密封されており、外部への放出はない
- ・ 周辺監視区域外（敷地外）に影響を及ぼす放射性物質等の放出を伴う事象が発生する可能性は極めて低い

覚書について

▶ 目的

- ・ 県議会や県民の皆様等からいただいた「輸送に関する使用済燃料所有者の責任の明確化」「親会社の責任の明確化」「搬出されず、そのまま置かれるのではないか」との御意見等を踏まえ、安全協定を補完する観点等から、県、むつ市、RFS、東京電力及び日本原子力発電との間で覚書を締結する

▶ 内容

- ・ 東京電力及び日本原子力発電の使用済燃料の輸送に関する責任と適切な措置
- ・ RFSの安全協定書各項目の遵守への東京電力及び日本原子力発電による指導、助言
- ・ 中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合の使用済燃料の施設外への搬出を含めた必要かつ適切な措置

ここに至るまでの経緯

- ▶ 平成16年2月18日 東京電力から、県・むつ市に立地協力要請
- ▶ 平成17年10月19日 使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書（立地協定）締結
- ▶ 平成17年11月21日 RFSがむつ市に設立
- ▶ 平成19年3月22日 使用済燃料貯蔵事業許可申請
- ▶ 平成22年5月13日 事業許可
- ▶ 平成26年1月15日 新規制基準適合性に係る事業変更許可申請
- ▶ 令和2年11月11日 事業変更許可
- ▶ 令和6年3月27日 RFSから事業開始を令和6年度第2四半期を目指すとの表明
- ▶ // 5月27日 安全協定書（案）の提示
- ▶ // 6月12日～7月5日 県議会、市町村長会議、原子力政策懇話会、県民説明会
- ▶ // 7月23日 経済産業大臣及び各事業者への確認
- ▶ // 7月24日 むつ市長からの意向表明

意見聴取の状況(1/4)

① 県民説明会

《多かった御意見等》

- ▶ 原子力・核燃料サイクル政策に関わる懸念
 - ・ 原子力・核燃料サイクル政策が破綻した今、こういったサイクルを目指すのか
 - ・ 核燃料サイクル政策は政権交代しても続くのか
- ▶ 使用済燃料の搬出に関わる懸念
 - ・ 50年後の搬出先が明らかにされていない
 - ・ 使用済燃料を50年間貯蔵した後も永久に置かれるのではないか
- ▶ 安全性に関わる質問
 - ・ キャスクの安全性（製造業者の資質を問うもの等を含む）
 - ・ 放射性物質の放出に至る事故の可能性の有無

《事業の推進に関する御意見》

- ・ 事業が地域とともに発展することを願う
- ・ エネルギーに係る大きな貢献を担うことの誇りを持つべき

県民説明会は、令和6年7月2日～5日、県内6地域で実施

※オンライン視聴者も含めて458人が参加
271件の御意見等をいただいた

意見聴取の状況(2/4)

②原子力政策懇話会

《安全協定の締結等に反対の御意見はなかった》

- ▶ 事業計画及び安全協定書（案）に基本的に同意する
- ▶ 安全管理を徹底させ、確実な事業開始に向けて取り組んでいただきたい
- ▶ 事業者各社の役割分担等が明確に読み取れないため、今回の協定書または別の書類での規定が必要
- ▶ 再処理について、国のエネルギー政策として県民の理解が得られる必要がある
- ▶ 県民への情報共有の観点から、事業等の詳しい内容をウェブサイト等で分かりやすく掲載するべき

※ 原子力政策懇話会の目的

国の原子力政策、原子力施設の安全性、地域振興など原子力を巡る様々な課題について、幅広い視点に立った意見を聴き、原子力行政に適切に対応するとともに、県民の安全と安心を確保する
構成員（団体代表、有識者、専門家、公募委員）

意見聴取の状況(3/4)

③市町村長会議

《安全協定の締結等に反対の御意見はなかった》

- ▶ 立地地域から離れた地域の県民の方々の理解が図られるよう広報をしっかりとやっていただきたい
- ▶ 国においては、エネルギーの重要性、必要性について国民全体に対し理解してもらうための、思い切った予算措置をしていただきたい
- ▶ 安全を安心と感じてもらうため、関わっている人全員が信頼を築き上げるための努力をしていただきたい
- ▶ 県民の理解が得られるよう、しっかりと丁寧に周知することが大事
- ▶ 安全性を大前提に、地域振興が図られることが大事

意見聴取の状況(4/4)

④ 県議会

《自由民主党、新政未来、オール青森、公明党、参政党、無所属(吉田議員)》

▶ 安全協定の締結等について了とする

○安全協定締結、事業開始にあたりいただいた御意見

- ・安全確保を第一とすること
- ・覚書等により、使用済燃料の確実な搬出等、将来の責任を明確にすること
- ・国の責任とサイクル政策の位置付け等を確認すること 等

《日本共産党、無所属(鹿内議員)》

▶ 事業開始は容認できず、安全協定は白紙撤回するべき

- ・核燃料サイクルの環が見通せない
- ・50年以内の搬出先が確保されていない 等

各事業者への確認(1/2)

- ▶ 原子力・核燃料サイクルに対する考え方
 - ・ 原子力・核燃料サイクルの推進に全力で取り組む
 - ・ 今後、責任をもってプルサーマル利用を具体化していく
- ▶ 使用済燃料の輸送への責任
 - ・ 使用済燃料の輸送について、東京電力、日本原子力発電はこれまでの輸送実績を踏まえ、責任を持って対応する
- ▶ 貯蔵期間50年間を含む安全協定の遵守
 - ・ 貯蔵期間50年間を含む安全協定書案の各項目について、しっかりと遵守する。
 - また、東京電力、日本原子力発電は親会社として、経験と知見を活かし責任をもって指導・助言する
 - ・ 具体的な搬出計画について、適切な時期に提示できるよう取り組んでいく

各事業者への確認(2/2)

- ▶ 中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合の措置
 - ・ 万が一、中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずる
- ▶ このタイミングで事業開始すること
 - ・ 中間貯蔵事業は、原子燃料サイクル全体の柔軟性を高める手段であり、核燃料サイクルを推進する観点からも順次稼働させていくことが重要であることから、全社をあげてRFSを支援していくので、安全協定の締結をお願いしたい。

経済産業大臣への確認（1/2）

- ▶ 原子力・核燃料サイクルの推進
 - ・ 原子力・核燃料サイクルの推進という基本方針を堅持する
- ▶ 国民理解の促進
 - ・ 国も前面に立って国民理解に向けて、しっかりと取り組んでいく
- ▶ 事業者への指導
 - ・ 青森県が事業者と確認した内容について、国としても事業者を指導する
- ▶ 中間貯蔵事業の環境に関する確認の仕組み
 - ・ 使用済燃料対策推進計画の中で、中間貯蔵施設における使用済燃料の輸送・貯蔵の状況を毎年度報告・公表するよう事業者を指導する

経済産業大臣への確認 (2/2)

- ▶ 中間貯蔵事業の位置付け、搬出先の明確化
 - ・ 中間貯蔵施設の意義や重要性について、次期エネルギー基本計画において、明確に位置付ける。使用済燃料の搬出先について、具体化を図るべく検討を進める
 - ・ 具体的には、安全性の確保を大前提として、六ヶ所再処理工場の安定的な長期利用、六ヶ所再処理工場での処理を想定した場合の、課題と対応策等を検討
- ▶ このタイミングで事業開始すること
 - ・ 核燃料サイクルの確立には、その環を構成する全ての関係施設について、着実な稼働を進める必要がある、むつ中間貯蔵施設の事業開始は、極めて重要で安全協定締結を進めていただきたい

むつ市長の意向

- ▶ 市民から意見のあった使用済燃料の確実な搬出、国民全体への周知について、事業者及び国のトップの認識を確認できた
- ▶ 特に、事業者から文書の取り交わしについて、合意を得たこと、経済産業大臣から搬出先について、次期エネルギー基本計画で具体化を図るなど、重要な発言があったと認識
- ▶ 安全協定を締結できる環境が整ったものと受け止めており、県とともに締結に進みたい

リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）とリサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「丙」という。）の間において、丙の設置するリサイクル燃料備蓄センター（以下「備蓄センター」という。）の周辺地域の住民の安全の確保及び環境の保全を図るため、相互の権利義務等について、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社の立会いのもとに次のとおり協定を締結する。

（安全確保及び環境保全）

- 第1条 丙は、備蓄センターで行う使用済燃料の貯蔵に当たっては、放射性物質及びこれによって汚染された物（以下「放射性物質等」という。）により周辺地域の住民及び環境に被害を及ぼすことのないよう「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）」その他の関係法令及びこの協定に定める事項を誠実に遵守し、住民の安全を確保するとともに環境の保全を図るため万全の措置を講ずるものとする。
- 2 丙は、備蓄センターの品質保証体制及び保安活動の充実及び強化、職員に対する教育・訓練の徹底、業務従事者の安全管理の強化、最良技術の採用等に努め、安全確保に万全を期すものとする。

（最新知見の反映）

- 第2条 丙は、原子力施設の安全の確保に関する最新の知見を踏まえた上で、備蓄センターの安全性の向上に継続的に取り組むものとする。

（情報公開及び信頼確保）

- 第3条 丙は、住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。
- 2 丙は、住民との情報共有、意見交換等により相互理解の形成を図り、信頼関係の確保に努めるものとする。

（使用済燃料の貯蔵期間）

- 第4条 丙は、使用済燃料の貯蔵について、次の事項を遵守するものとする。
- （1） 使用済燃料の貯蔵建屋（以下「建屋」という。）の使用期間は、建屋の供用開始の日から50年間とする。
 - （2） 使用済燃料の貯蔵容器（以下「容器」という。）の貯蔵期間は、容器を

建屋に搬入した日から50年間とする。ただし、容器の貯蔵期間の満了日の到来前において、当該容器の貯蔵に係る建屋の使用期限が到来した場合にあっては、当該使用期限の到来をもって容器の貯蔵期間は終了するものとする。

- (3) 使用済燃料は、貯蔵期間の終了までに備蓄センターから搬出するものとする。

(施設の増設等に係る事前了解)

第5条 丙は、使用済燃料の貯蔵に係る施設を増設し、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得なければならない。

(放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管管理)

第6条 丙は、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物が発生した場合には、その保管に当たり、原子炉等規制法その他の関係法令に定めるところにより安全の確保を図るほか、必要に応じ適切な措置を講ずるものとする。

(環境放射線等の測定)

第7条 甲及び丙は、甲が別に定めた「リサイクル燃料備蓄センターに係る環境放射線モニタリング実施計画（平成20年3月策定）及び実施要領（平成21年3月策定）」に基づいて備蓄センターの周辺地域における環境放射線等の測定を実施するものとする。

- 2 甲及び丙は、前項の規定による測定のほか、必要があると認めるときは、環境放射線等の測定を実施し、その結果を乙に報告するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協議の上、必要があると認めるときは、前項の測定結果を公表するものとする。

(監視評価会議の運営協力)

第8条 丙は、甲の設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の運営に協力するものとする。

(測定の立会い)

第9条 甲及び乙は、必要があると認めるときは、随時その職員を第7条第1項又は同条第2項の規定により丙が実施する環境放射線等の測定に立ち合わせることができるものとする。

- 2 甲及び乙は、必要があると認めるときは、その職員に第7条第1項の規定による測定を実施するために丙が設置する環境放射線等の測定局の機器の状

況を直接確認させることができるものとする。この場合において、甲及び乙はあらかじめ丙にその旨を通知し、丙の立会いを求めるものとする。

- 3 甲及び乙は、前2項の規定により測定に立ち合わせ、又は状況を確認させる場合において必要があると認めるときは、その職員以外の者を同行させることができるものとする。

(使用済燃料の輸送計画に関する事前連絡等)

第10条 丙は、甲及び乙に対し、使用済燃料の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について事前に連絡するものとする。

- 2 丙は、使用済燃料の輸送業者に対し、関係法令を遵守させ、輸送に係る安全管理上の指導を行うとともに、問題が生じたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(平常時における報告等)

第11条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。

- (1) 使用済燃料の貯蔵の状況
 - (2) 放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管廃棄量
 - (3) 第7条第1項の規定に基づき実施した環境放射線等の測定結果
 - (4) 品質保証の実施状況
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙において必要と認める事項
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。
 - 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
 - 4 甲及び乙は、第1項の規定により丙から報告を受けた事項を公表するものとする。

(異常時における連絡等)

第12条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し直ちに連絡するとともに、その状況及び講じた措置を速やかに文書により報告するものとする。

- (1) 備蓄センターにおいて事故等が発生し、使用済燃料の受入れを停止したとき又は停止することが必要となったとき。
- (2) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたとき又は線

量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。

- (3) 使用済燃料の輸送中に事故が発生したとき。
 - (4) 丙の所持し、又は管理する放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。
 - (5) 備蓄センター敷地内において火災が発生したとき。
 - (6) その他異常事態が発生したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。
- 2 丙は、甲又は乙から前項に掲げる事項に関し必要な資料の提出を求められたときは、これに応ずるものとする
 - 3 甲及び乙は、前2項の規定による報告を受けた事項及び提出資料について疑義があるときは、その職員に丙の管理する場所等において丙の職員に対し質問させることができるものとする。
 - 4 第1項各号に掲げる事態により使用済燃料の受入れを停止したときは、丙は、使用済燃料の受入れの再開について甲及び乙と協議しなければならない。
 - 5 甲及び乙は、第1項の規定により丙から連絡及び報告を受けた事項を公表するものとする。

(トラブル事象への対応)

第13条 丙は、前条に該当しないトラブル事象についても、「リサイクル燃料備蓄センターにおけるトラブル等対応要領」に基づき適切な対応を行うものとする。

(立入調査)

- 第14条 甲及び乙は、この協定に定める事項を適正に実施するため必要があると認めるときは協議の上、その職員を丙の管理する場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 前項の立入調査を行う職員は、調査に必要な事項について、丙の職員に質問し、資料の提出を求めることができるものとする。
 - 3 甲及び乙は、第1項の規定により立入調査を行う際、必要があると認めるときは、甲及び乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
 - 4 甲及び乙は、協議の上、立入調査結果を公表するものとする。

(措置の要求)

第15条 甲及び乙は、第12条第1項の規定による連絡があった場合又は前条

第1項の規定による立入調査を行った場合において、住民の安全の確保及び環境の保全を図るために必要があると認めるときは、使用済燃料の受入れの停止、環境放射線等の測定、防災対策の実施等必要かつ適切な措置を講ずることを丙に対し求めるものとする。

2 丙は、前項の規定により、措置を講ずることを求められたときは、これに応ずるとともに、その講じた措置について速やかに甲及び乙に対し、文書により報告しなければならない。

3 丙は、第1項の規定により使用済燃料の受入れを停止したときは、使用済燃料の受入れの再開について甲及び乙と協議しなければならない。

(損害の賠償)

第16条 丙は、備蓄センターの使用済燃料の貯蔵に起因して、住民に損害を与えたときは、被害者にその損害を賠償するものとする。

(風評被害に係る措置)

第17条 丙は、備蓄センターの使用済燃料の貯蔵等に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失を与えたときは、誠意をもって補償等万全の措置を講じるものとし、当事者間で解決を図るものとする。

2 前項の規定により解決できない場合において、甲は、当事者から紛争処理の申し出により、必要があると認めるときは、「リサイクル燃料備蓄センター風評被害認定委員会」(以下「認定委員会」という。)を設置の上、公平かつ適正な措置を決定するものとし、丙はその決定に従わなければならない。

3 認定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(住民への広報)

第18条 丙は、備蓄センターに関し、特別な広報を行おうとするときは、その内容、広報の方法等について、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(関連事業者に関する責務)

第19条 丙は、関連事業者に対し、使用済燃料の貯蔵に係る住民の安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、積極的に指導及び監督を行うとともに、関連事業者がその指導等に反して問題を生じさせたときは、責任をもってその処理に当たるものとする。

(諸調査への協力)

第 20 条 丙は、甲及び乙が実施する安全の確保及び環境の保全等のための対策に関する諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第 21 条 丙は、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）その他の関係法令の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有することを踏まえ、的確かつ迅速な通報体制の整備等防災体制の充実及び強化に努めるものとする。

2 丙は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。

3 丙は、甲及び乙の原子力防災に関する地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(違反時の措置)

第 22 条 甲及び乙は、丙がこの協定に定める事項に違反したと認めるときは、必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲及び乙は、丙のこの協定に違反した内容について公表するものとする。

(細則)

第 23 条 この協定の施行に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の改定)

第 24 条 この協定の内容を改定する必要があるときは、甲、乙及び丙は、他の協定当事者に対し、この協定の改定について協議することを申し入れることができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(疑義又は定めのない事項)

第 25 条 この協定の内容について疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書 5 通を作成し、甲、乙、丙及び立会人において、署名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日 締結

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事

乙 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長

丙 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
リサイクル燃料貯蔵株式会社
代表取締役社長

立会人 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長

立会人 東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社
取締役社長

リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保
及び環境保全に関する協定の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）及びむつ市（以下「乙」という。）とリサイクル燃料貯蔵株式会社（以下「丙」という。）の間において、リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）第 23 条の規定に基づき、次のとおり細則を定める。

（関係法令）

第 1 条 協定書第 1 条及び第 21 条に定める「関係法令」には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 43 条の 20 に規定する保安規定を含むものとする。

（情報公開）

第 2 条 協定書第 3 条に定める情報公開については、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

（事前了解の対象）

第 3 条 協定書第 5 条に定める使用済燃料の貯蔵に係る施設とは、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成 12 年通商産業省令第 112 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するものをいう。

2 事前了解を必要とする変更とは、原子炉等規制法第 43 条の 7 の規定に基づく事業許可の変更申請を行う場合の変更とする。

（測定の立会い）

第 4 条 協定書第 9 条第 1 項及び第 2 項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する測定の立会い又は状況の確認をする職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

2 協定書第 9 条第 3 項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が指定する者とする。

3 前項の者は、測定の立会い等に同行する際、甲又は乙の長が発行する立会い等に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（連絡の時期）

第5条 協定書第10条第1項に定める使用済燃料の輸送計画に関する事前連絡は、輸送開始2週間前までとする。

(報告の時期等)

第6条 協定書第11条第1項に定める平常時の報告に係る報告の時期等は、次のとおりとする。

報告事項	報告頻度	報告期限
(1) 使用済燃料の貯蔵の状況 イ 受入れ、貯蔵数量 (計画) ロ 受入れ、貯蔵数量 (実績) ハ 主要な保守状況 ニ 定期検査の実施計画 ホ 定期検査の実施結果 ヘ 従事者の被ばく状況 ト 女子の従事者の被ばく状況	年度ごと 月ごと 月ごと 検査の都度 検査の都度 四半期ごと 四半期ごと	当該年度開始前まで 当該月終了後30日以内 当該月終了後30日以内 当該検査開始前まで 当該検査終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内 当該四半期終了後30日以内
(2) 放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の保管廃棄量	月ごと	当該月終了後30日以内
(3) 環境放射線等の測定結果	四半期ごと	当該四半期終了後90日以内
(4) 品質保証の実施状況 イ 品質保証の実施計画 ロ 品質保証の実施結果	年度ごと 半期ごと	当該年度開始前まで 当該半期終了後30日以内
(5) その他の事項	その都度	その都度協議の上定める

2 協定書第11条第3項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異常事態)

第7条 協定書第12条第1項第6号に規定する異常事態とは、放射性物質等の取扱いに支障を及ぼす事故、故障をいう。

2 協定書第12条第1項第7号に規定する国への報告対象とされている事象は、

「原子炉等規制法」に基づき報告対象とされている事象をいう。

- 3 甲、乙及び丙は、異常事態が発生した場合における相互の連絡通報を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。
- 4 協定書第 12 条第 3 項に定める甲及び乙の職員は、甲又は乙の長が発行する丙の管理する場所等において丙の職員に質問する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(立入調査)

- 第 8 条 協定書第 14 条第 1 項に定める甲及び乙の職員は、立入調査をする際、甲又は乙の長が発行する立入調査する職員であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 協定書第 14 条第 3 項に定める甲及び乙の職員以外の者は、甲が設置した青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議の委員及び乙が指定する者とする。
 - 3 前項の者は、立入調査に同行する際、甲又は乙の長が発行する立入調査に同行する者であることを証する身分証明書を携行し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 4 甲及び乙は、協定書第 14 条第 3 項の規定により職員以外の者を同行させた場合、その者がそこで知り得た事項を他に漏らすことのないように措置を講ずるものとする。

(安全確保のための遵守事項)

- 第 9 条 協定書第 9 条、第 11 条、第 12 条及び第 14 条の規定により丙の管理する場所に立ち入る者は、安全確保のための関係法令を遵守するほか、丙の定める保安上の遵守事項に従うものとする。

(公表)

- 第 10 条 甲及び乙は、協定書に基づく公表に当たっては、核不拡散又は核物質防護に関する事項について留意するものとする。

(協議)

- 第 11 条 この細則の内容について疑義の生じた事項及びこの細則に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この細則の締結を証するために、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙において、署名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日 締結

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事

乙 青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長

丙 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
リサイクル燃料貯蔵株式会社
代表取締役社長

覚 書

青森県及びむつ市並びにリサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、下記のとおり覚書を締結する。

記

- 1 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料備蓄センターに係る使用済燃料の輸送に関し、責任をもって必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 2 東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」における各項目を遵守するよう、責任をもって指導、助言するものとする。
- 3 使用済燃料中間貯蔵事業の確実な実施が著しく困難となった場合には、青森県及びむつ市並びにリサイクル燃料貯蔵株式会社、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社が協議の上、リサイクル燃料貯蔵株式会社は、使用済燃料の施設外への搬出を含め、速やかに必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を5通作成し、5者が署名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長

青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
リサイクル燃料貯蔵株式会社代表取締役社長

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長

東京都台東区上野五丁目2番1号
日本原子力発電株式会社取締役社長